破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第８００号
さいたま市浦和区上木崎３丁目３番27号　エクセレントグローブ201号、旧住所埼玉県川口市飯塚１丁目９番34号　山口ハイツＢ棟203号
破産者　中台　祐介
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９８号
さいたま市緑区東浦和２丁目４番地12　県営井沼方団地１号棟202号室
破産者　那須三七子
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１７号
神奈川県厚木市山際146番地１　フ・ミール小平102、前住所神奈川県相模原市中央区田名3221番地５
破産者　白坂　利美
1　決定年月日　平成30年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１９８９号
札幌市東区北20条東１丁目３番29―201号
破産者　金子　正美
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９９０号
札幌市東区北20条東１丁目３番29―201号
破産者　金子　茂子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７８号
宮城県大崎市古川字竹ノ内248　メゾンカームＡ棟103号、開始決定時（住民票上）の住所仙台市青葉区高松３丁目21番３号
破産者　吉田　　明
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
茨城県水戸市内原町914番地の６　アルカディアハイツ205
破産者　石橋　　司
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３１３号
茨城県ひたちなか市八幡町２番15号　アンソレイユＥ棟
破産者　加藤喜久子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１２３号
横浜市泉区岡津町163番地　スカイハイツＣ105号
破産者　田中　信彦
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５１３号
横浜市青葉区藤が丘１丁目５番地２　グリーンハイム藤が丘204、前住所横浜市旭区市沢町815番地31
破産者　小山　兼志
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５２６号
横浜市神奈川区東神奈川２丁目49番地７　マリーナヨコハマベイサイド301号、開始決定時の住所横浜市神奈川区羽沢町999番地　グリーンヴァレイＡ―103号
破産者　山口　一慶
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６７５号
神奈川県藤沢市城南２丁目５番23―301号
破産者　宮古　庸子（旧姓塩島）
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０号
岐阜県瑞穂市野田新田3898番地８　リスカムＥ棟　101号、前住所岐阜県揖斐郡大野町大字公郷2462番地６
破産者　柿本　勇二
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３４３号
岐阜市芥見町屋２丁目82番地
破産者　後藤　寛治
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３５１号
岐阜市宇佐南１丁目17番７―205号　（辻マンション）、前住所岐阜県羽島郡笠松町北及1963番地の２
破産者　宮田　篤郎
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７２１号
静岡市清水区蜂ケ谷290番地の３　セレーノＫ　Ｆ101号室
破産者　望月　勝元
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２３号
静岡県牧之原市波津1292番地６
破産者　斉藤　美里（旧姓渡邊）
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部